

営業時間短縮要請の実施に係る飲食店に対する協力金

県では、令和3年10月1日からの県独自の時短要請に応じていただいた飲食店等を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9期）」を支給します。申請は、要請期間終了後に受付開始します。

1 対象者

県の時短要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

3 支給額等（10月1日以降の内容）

項目	内容	
	「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗（申請中の店舗を含む(*1)）	左記以外の店舗
対象期間	令和3年10月1日(金)～10月21日(木)（21日間）	
対象施設	県内全域の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時までに短縮すること。 ・酒類の提供(*2)を、午前11時から午後8時半までとすること。 ・カラオケ設備の利用を自粛すること。（カラオケボックス等を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。 ・酒類の提供(*2)は、一定の要件(*3)を満たす店舗に限り、午前11時から午後7時半までとし、その他の店舗は、提供をしないこと。 ・カラオケ設備の利用を自粛すること。（カラオケボックス等を除く）
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大21日間）	
	<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 （ <ul style="list-style-type: none"> ・ 83,333円以下の店舗：2.5万円 ・ 83,334円～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.3の額 ・ 25万円超の店舗：7.5万円 ）	
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位） （上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）	

(*1) 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗

10月1日以降に認証申請を行う店舗は認証取得日に認証店として取り扱う。

(*2) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む。

(*3) 一定の要件：アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

4 協力金の早期支給

今回の県独自の時短要請の実施に伴い、協力金の早期支給（前払い）の申請を受け付けます。申請方法等詳細は、県協力金ホームページ等で後日公表します。

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～	8/20～9/30	10/1～10/21	
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]								
	阪神北地域・明石市						[まん延防止等重点措置]		[まん延防止等重点措置]				
	東播磨(明石市除く)・姫路市		[県による時短要請]									[緊急事態措置]	[県による時短要請]
	中播磨地域(姫路市除く)												
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域								[県による時短要請]				
	但馬地域												
	申請期間		5/25～8/31 【第3期】		6/1～8/31 【第4期】	7/12～8/31 【第5期】	8/30～9/30 【第6期】	8/30～9/30 【第7期】		10月上旬に 受付開始 【第8期】	要請期間終了後 に受付開始 【第9期】		